

公立大学法人京都市立芸術大学非常勤職員等の業務災害等に係る休業補償等に関する規程施行細則

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人京都市立芸術大学非常勤職員等の業務災害等に係る休業補償等に関する規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則で使用する用語の意義は、規程で使用する用語の例による。

(障害特別援護金の支給額)

第3条 規程第8条に規定する障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 業務上の災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級（労働者災害補償保険法施行規則別表第1に掲げる障害等級をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

第1級	15,400,000円
第2級	15,000,000円
第3級	14,600,000円
第4級	8,750,000円
第5級	7,450,000円
第6級	6,150,000円
第7級	4,850,000円
第8級	3,200,000円
第9級	2,500,000円
第10級	1,950,000円
第11級	1,450,000円
第12級	1,050,000円
第13級	750,000円
第14級	450,000円

(2) 通勤による災害に係る障害補償の受給権者 次に掲げる障害等級の区分に応じ、そ

れぞれ次に掲げる額

第1級	9, 7 5 0, 0 0 0円
第2級	9, 4 0 0, 0 0 0円
第3級	9, 0 5 0, 0 0 0円
第4級	5, 5 0 0, 0 0 0円
第5級	4, 7 0 0, 0 0 0円
第6級	3, 9 0 0, 0 0 0円
第7級	3, 1 0 0, 0 0 0円
第8級	1, 9 5 0, 0 0 0円
第9級	1, 5 5 0, 0 0 0円
第10級	1, 2 0 0, 0 0 0円
第11級	9 0 0, 0 0 0円
第12級	6 5 0, 0 0 0円
第13級	4 5 0, 0 0 0円
第14級	3 0 0, 0 0 0円

(遺族特別援護金の支給額)

第4条 規程第10条第1項に規定する遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 業務上の死亡の場合 18, 6 0 0, 0 0 0円
- (2) 通勤による死亡の場合 12, 0 0 0, 0 0 0円

2 遺族特別援護金の支給を受けることができる者が2人以上あるときは、遺族特別援護金の支給額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

(規程及びこの細則に定めのない事項)

第5条 規程及びこの細則に定めるもののほか、障害特別援護金及び遺族特別援護金の支給に関し必要な事項については、地方公務員災害補償法の規定により支給される障害特別援護金及び遺族特別援護金の例による。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。